

行政情報の公開に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、国民の知る権利を保障し、行政の公正で民主的な運営を確保する上において行政情報を公開することが極めて重要であることにかんがみ、行政情報の公開に関する行政機関の責務及び行政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関し必要な事項を定め、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

第二 定義

- 1 この法律において「行政情報」とは、行政資料に記録されている情報をいうこと。（第二条第一項関係）
- 2 この法律において「行政資料」とは、行政機関の職員が行政事務の処理の過程において作成し、又は取得した文書図画、マイクロフィルム、撮影フィルム、スライド、録音テープ、録画テープ、電磁的記録(電子計算機による情報処理のため磁気テープ、磁気ディスクその他の記録媒体に情報を記録した物をいう。以下同じ。)その他の採録物(取得した採録物にあっては、出版物その他一般に頒布されて

いるもの及びこれらに類するものを除く。)で、行政機関が管理しているものをいうこと、(第二条第二項関係)

- 3 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、国家行政組織法第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関、人事院及び会計検査院をいうこと。(第二条第三項関係)

第三 行政機関の責務

- 1 行政機関は、行政情報の公開を請求する権利が十分に保障されるように、この法律を解釈し、運用するとともに、行政資料の適切な保管と行政情報の迅速な検索のための体制の確立に努めなければならないこと。(第三条関係)
- 2 行政機関は、その保有する情報を積極的に提供するよう努めなければならないこと。(第四条関係)

第四 行政情報の公開の請求

何人も、行政機関の長に対し、行政情報の公開を請求することができること。(第五条関係)

第五 非公開とすることができる行政情報

1 行政機関の長は、公開の請求があった行政情報が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを公開しないことができること。

(1) 我が国の防衛又は外交に関する情報その他の国の利益に関する情報であって、公開することにより国の重大な利益を害するおそれがあることが明らかであるもの

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該個人を識別できるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により何人でも閲覧し、又は視聴することができることとされている行政資料に記録されている情報

ロ 公表することを目的として行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報

ハ 法令の規定に基づく処分、手続その他の行為に際して行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

ニ 内閣総理大臣その他の国務大臣及び国会議員並びにこれらの職にあった者に関する情報であつ

て、公開することが公益上必要であると認められるもの

(3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の利益を著しく害するおそれがあることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ロ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある損害又は支障から人の財産又は生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

(4) 公開することにより人の生命、身体及び財産の保護その他犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることが明らかである情報

(5) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行に関する情報であって、公開することによりその適正な遂行に支障を及ぼし、又は刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害するおそれがあることが明らかであるもの

- (6) 行政機関が行う立入検査、取締り、徴税、入札、試験、人事その他の事務に関する情報であって、当該事務の性質上、事前に公開することにより当該事務の目的が達成できなくなり、又は当該事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかであるもの
- (7) 当該機関の意思決定の過程において行われる当該機関内部の意見交換又は当該機関と他の機関との意見交換における意見の内容をなす情報であって、公開することにより当該機関の意思形成を害するおそれがあることが明らかであるもの
- (8) 行政機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報のうち、専ら当該学術研究の目的のために使用するものであって、公開することにより学術研究の自由を損なうおそれがあることが明らかであるもの
- (9) 他の法律で非公開とすべきものと定められている情報

(第六条第一項関係)

- 2 行政機関の長は、1に掲げる情報に該当する行政情報であっても公益上の必要その他正当な事由があると認めるときは、当該行政情報を公開するものとする。 (第六条第三項関係)

- 3 1(1)に該当する外交に関する行政情報(我が国と他国との間で公開しない旨の取決めがあるものを除く。)については、当該行政情報を記録した行政資料を作成し、又は取得した日から起算して二十年を経過した後は、非公開とすることができないものとする。 (第六条第四項関係)

第六 行政情報の公開の方法

行政情報の公開は、行政資料の閲覧、視聴又は写し(電磁的記録にあっては、これを文書図画として再生したもの。)の交付により行うこと。(第九条第一項関係)

第七 行政情報検索簿の作成及び閲覧

- 1 行政機関の長は、政令で定めるところにより、その保有する行政情報について、行政情報検索簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないこと。(第十一条第一項関係)
- 2 行政機関の長は、行政情報を保有するに至ったときは、遅滞なく、当該行政情報について、所要の事項を行政情報検索簿に記載しなければならないこと。(第十一条第五項関係)

第八 行政情報サービスセンター

行政情報の公開を請求する者の利便に資するため、都道府県ごとに、行政情報サービスセンターを置く

こと。(第十二条、附則第三条関係)

第九 行政情報の公開状況の公表

行政機関の長は、毎年、行政情報の公開の請求の件数、閲覧等に応じた行政資料の件名等行政情報の公開の状況について、一般に公表しなければならないこと。(第十三条関係)

第十 行政資料の作成等

行政機関は、政令で定める基準に従って行政資料の作成、整理及び保存を行わなければならないこと。

(第十四条関係)

第十一 不服申立て

1 行政情報の公開に関する処分については、行政情報公開不服審査会に対してのみ行政不服審査法による不服申立てをすることができること。(第十五条第一項関係)

2 不服申立ての手續並びに行政情報公開不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に法律で定めること。(第十六条関係)

第十二 行政情報公開審議会

内閣総理大臣の諮問に応じ、行政情報の公開に関する重要事項を調査審議させるため、総務庁に、行政情報公開審議会を置くこと。(第十八条第一項関係)

第十三 地方公共団体の保有する情報の公開

地方公共団体は、この法律に定める行政機関における行政情報の公開の措置に準じて、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。(第二十六条関係)

第十四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
(附則第一条関係)
- 2 この法律施行の際現に行政機関が保有している行政情報については、第七２の規定を適用しないこと。
ただし、行政機関の長は、当該行政情報についても所要の事項を行政情報検索簿に記載するよう努めるものとする。 (附則第二条関係)
- 3 その他所要の規定を設けること。